

## 鵜川流域懇談会(仮称) 設置要領

### (名称)

第1条 本会を「鵜川流域懇談会(仮称)」(以下「懇談会」という)と称する。

### (目的)

第2条 懇談会は、鵜川の自然環境、地域の治水安全等を未来に引き継ぐため、住民、自治体、関係機関、河川管理者等が、鵜川流域の情報を共有し、意見交換を行うとともに、流域一体となった協働の川づくりを進めることを目的として設置する。

### (組織)

第3条 懇談会は座長及び委員をもって組織する。

- 2 委員は北海道開発局室蘭開発建設部苫小牧河川事務所長が委嘱する。
- 3 座長は、委員間の互選により選出する。
- 4 座長は、副座長を委員の中から指名する。
- 5 座長に事故があるときは、副座長がその職務を代行する。

### (議事等)

第4条 懇談会は、座長が召集する。

- 2 座長は、懇談会の運営・議論を総括する。
- 3 懇談会の議事は、原則として公開で行うものとする。

### (事務局)

第5条 懇談会の事務局は、北海道開発局室蘭開発建設部苫小牧河川事務所に置く。

- 2 事務局は、懇談会の運営に必要な事務を処理する。

### (雑則)

第6条 この規約に定めるもののほか、懇談会の運営に関する必要な事項は、座長が懇談会に諮って定める。

### 附 則

この要領は、平成19年3月8日から施行する。